

長 建 協 発 第 56 号
平成 25 年 5 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共事業の適切な執行に関する緊急決議について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」につきましては、平成 25 年 4 月 5 日付け長建協発第 9 号文書にて、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等についてご配慮をお願いしておりました。

今般、国土交通省では、国土交通大臣と建設業四団体（全建、日建連、全中建、建専連）の幹部との会談の場において、改めて、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請を行いました。

一般社団法人全国建設業協会（全建）では、これまでの国に対する要望及び今回の国土交通大臣からの要請を踏まえ、4 月 26 日開催の理事会において、別添のとおり「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」を行いましたのでお知らせ申し上げます。